

霧島市告示第213号  
令和7年11月7日

令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

## 令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

### (目的)

第1条 この告示は、本市における令和7年8月7日から8日にかけての記録的な大雨による災害（令和7年8月7日に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害をいう。以下「災害」という。）により、市内において被災し、損壊した家屋等を当該物件所有者等の申請に応じ、市が災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）をすることにより、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建への支援を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 市内に存する被災建築物及び被災工作物等をいう。
- (2) 被災建築物 災害により損壊した個人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくはこれに準ずる公益法人等が所有する居住の用に供する家屋又は居住の用に供する家屋と一体不可分な事業用建築物であって、生活環境保全上の支障があると認められるもので、り災証明書（市長が発行するものをいう。以下同じ）により証明された被害の程度が、全壊であるものをいう。
- (3) 被災工作物等 被災建築物と同一の敷地内に存する災害により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上の支障があると判断されるものをいう。

### (解体及び撤去の対象)

第3条 この告示における解体及び撤去の対象は、被災家屋等とする。

2 前項の被災家屋等の基礎部分については、地上部分及びそれに相当する部分（地上部分の解体と一体的に解体が行われるものに限る。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは解体及び撤去の対象としない。

- (1) 庭木、庭石の類等（被災家屋等の解体及び撤去の作業上撤去が必要なものを除く。）
- (2) 地下埋設物（生活環境保全上撤去が必要なものを除く。）
- (3) 地下構造物（基礎杭、地下室、ブロック塀の基礎部分を含む。）

4 被災家屋等の改修工事等に伴う一部解体及び撤去は行わない。

（対象者）

第4条 被災家屋等の解体及び撤去の申請をすることができる者は、令和7年8月7日（以下「基準日」という。）における被災家屋等の所有者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

2 前項に規定する者が基準日以降に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

（解体及び撤去の申請）

第5条 被災家屋等の解体及び撤去を申請する者（以下「申請者」という。）は、霧島市被災家屋等の解体及び撤去申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 別表に掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、令和7年11月11日から令和8年1月6日までの間とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る解体及び撤去の実施を決定したときは、霧島市被災家屋等の解体及び撤去決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、霧島市被災家屋等の解体及び撤去却下決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 前項の審査の結果、解体及び撤去の実施が不適当と判断したとき。
- (2) 申請者の責めに帰すべき事由により、解体及び撤去を実施できないとき。

（解体及び撤去の費用）

第7条 前条第1項の規定に基づき実施した被災家屋等の解体及び撤去に係る費用は、第1条の目的を達成するために、市長が必要と認める範囲で、市が負担する。

（遵守事項）

第8条 被災家屋等の解体及び撤去に際し、第6条第1項の規定による決定の通知を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。ただし、やむを得ない理由により搬出できないと市長が認めたときは、この限りでない。
- (2) 被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、被災家屋等に接続されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続を完了すること。
- (3) 他者の所有に係る災害廃棄物を一緒に廃棄しないこと。
- (4) 虚偽の申請を行わないこと。
- (5) 被災家屋等の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削、立入り等が必要になったときは、隣接地の所有者から同意を得ること。
- (6) 被災家屋等の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。
- (7) 第2号に定めるもののほか、被災家屋等の解体及び撤去に伴う諸手続を行うこと。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、やむを得ない事由により第5条に規定する申請を取り下げる場合は、取下げの事由が生じた日以後速やかに霧島市被災家屋等の解体及び撤去に係る申請取下書（第4号様式。以下「取下書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る解体及び撤去に既に着工しているときは、取り下げができない。

2 市長は、前項に規定する取下げがあったときは、解体及び撤去を行わない旨を申請者に通知するものとする。申請者から被災家屋等の解体及び撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、取下書の提出がなく、別に期限を定めて提出を行うよう通知を行った後も当該期限までに取下書の提出がないときも同様とする。

(完了通知)

第10条 市長は、被災家屋等の解体及び撤去を実施したときは、霧島市被災家屋等の解体及び撤去完了通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年11月7日から施行する。

別表（第5条関係）

全申請者共通	<p>1 り災証明書等の写し（被害の程度が、全壊であるもの。）</p> <p>2 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等、申請者の本人確認ができる書類の写し（顔写真がないものは二つの証明書）</p> <p>3 印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。）</p> <p>4 被災家屋等に係る全部事項証明書（作成後3月以内のものに限る。）ただし、当該被災家屋等が未登記であるときは、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類</p> <p>(1) 当該被災家屋等に固定資産税が課税されている場合 当該被災家屋等に係る評価証明書（作成後3月以内のものに限る。）</p> <p>(2) 当該被災家屋等に固定資産税が課税されていない場合 当該被災家屋等が存する土地に係る全部事項証明書（作成後3月以内のものに限る。）</p> <p>5 被災家屋等の建物配置図（見取り図）（第6号様式）及び写真（被災家屋等の全景その他の解体及び撤去に係る対象物が特定できるもの）</p>
代理人が申請する場合	委任状（第7号様式）及び委任者の印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。）
共有者（相続手続中の者を含む。）の代表者が申請する場合	<p>代表者を除く共有者及び法定相続人全員に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者用）（第8号様式）</p> <p>(2) 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（法定相続人用）（第9号様式）</p> <p>(3) 印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。）</p>
賃貸物件の所有者が申請する場合	賃借人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者用）（第10号様式）
所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある被災家屋等の所有者が申請する場合	差押え、仮差押え又は処分禁止の登記に係る債権者全員（市を除く。）の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（第10号様式）

中小企業者の代表者が申請する場合	商業・法人登記簿謄本(作成後3月以内のものに限る。)
所有者が死亡し、被災家屋等を相続人が申請する場合	<p>次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人である場合は、(3)及び(4)に掲げる書類を除く。</p> <p>(1) 所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡診断書等）</p> <p>(2) 相続人全員が確認できる戸籍謄本等（遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。）</p> <p>(3) 相続人全員に係る登録印（実印）が押印された遺産分割協議書（解体及び撤去を行う被災家屋等の相続人が明らかになっているもの）</p> <p>(4) 相続人全員分の印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。）</p>
所有者が死亡し、被災家屋等を相続する相続人が決まっていないが、被災家屋等の解体及び撤去について相続人全員が同意している場合	<p>次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人である場合は、(3)及び(4)に掲げる書類を除く。</p> <p>(1) 所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡診断書等）</p> <p>(2) 相続人全員が確認できる戸籍謄本等（遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。）</p> <p>(3) 相続人全員に係る登録印（実印）が押印された被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者用）（第10号様式）</p> <p>(4) 相続人全員分の印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。）</p>

備考 書類は原則として令和7年11月11日以後に発行された原本を提出するものとする。

## 第1号様式（第5条関係）

## その1（個人用）

## 霧島市被災家屋等の解体及び撤去申請書

年 月 日

霧島市長 様

申請者	〒 一 住所	
	フリガナ	生年月日
	氏名	明・大・昭・平 年 月 日 印
	電話番号	
所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( )	
所有者	〒 一 住所	
	フリガナ	
	氏名	印
	電話番号	

令和7年8月に発生した災害により被災した下記の被災家屋等について、市による解体及び撤去を申請します。

なお、被災家屋等についての権利関係等については、被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書のとおり確認しており、権利者に対しては、当該解体及び撤去について説明を行った上、同意を得ています。

## 記

被災家屋等所在地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる所在地 ( )
被災家屋等の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> その他 ( )
り災証明書番号	
被災家屋等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 倒壊により人的・物的被害を生じるおそれがある <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書

別紙のとおり申請した被災家屋等を、市が解体及び撤去するに当たり、次について同意します。

1. 市が被災家屋等の解体及び撤去の処理を行うに当たって、市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
2. 被災家屋等の解体及び撤去に関して、全ての権利関係者の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申立て及び争訟の提起をしないこと。
3. 借地・借家人をはじめ、当該家屋の関係者と事後の紛争が生じた場合は、申請者の責任において、解決すること。
4. 市が当該解体及び撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会すること。

注1 申請者が代理人の場合は、家屋所有者からの委任状（実印）を添付してください。

注2 申込み申請の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。

注3 被害の程度によって、解体及び撤去を実施しない場合があります。

上記4項目について説明を受け、同意の上、申請します。

氏名（自署）

印

【処理欄】（以下は記入しないでください。）

受付年月日		年 月 日		受付者	
添付書類	申込者確認	所有者	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		代理人	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理人確認資料 <input type="checkbox"/> 所有者の実印押印・印鑑証明		
		必ず添付	<input type="checkbox"/> り災証明書（写） <input type="checkbox"/> 建物登記簿 <input type="checkbox"/> 資産証明書		
	次の場合添付	登記簿上権利者あり ⇒ <input type="checkbox"/> 全員の同意書・印鑑証明 未相続 ⇒ <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 又は <input type="checkbox"/> 法定相続人の同意書・印鑑証明			
延床面積	m <sup>2</sup>				
構造					

第1号様式（第5条関係）

その2（中小企業者用）

## 霧島市被災家屋等の解体及び撤去申請書

年 月 日

霧島市長 様

申請者	〒 一 住所			
	フリガナ	電話番号		
	名称 フリガナ 代表者	印	資本金	円
			従業員数	人
	業種	<input type="checkbox"/> 製造業・建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
所有者	〒 一 住所			
	フリガナ			
	氏名	印		
	電話番号			

令和7年8月に発生した災害により被災した下記の被災家屋等について、市による解体及び撤去を申請します。

なお、被災家屋等についての権利関係等については、被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書のとおり確認しております、権利者に対しては、当該解体及び撤去について説明を行った上、同意を得ています。

### 記

被災家屋等所在地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる所在地（ ）
被災家屋等の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> その他（ ）
り災証明書番号	
被災家屋等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 倒壊により人的・物的被害を生じるおそれがある <input type="checkbox"/> その他（ ）

## 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書

別紙のとおり申込みした被災家屋等を、市が解体及び撤去するに当たり、次について同意します。

- 市が被災家屋等の解体及び撤去の処理を行うに当たって、市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
- 被災家屋等の解体及び撤去に関して、全ての権利関係者の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申立て及び争訟の提起をしないこと。
- 借地・借家人をはじめ、当該家屋の関係者と事後の紛争が生じた場合は、申請者の責任において、解決すること。
- 市が当該解体及び撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会すること。

注1 申請者が代理人の場合は、家屋所有者からの委任状（実印）を添付してください。

注2 申込み申請の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。

注3 被害の程度によって、解体及び撤去を実施しない場合があります。

上記4項目について説明を受け、同意の上、申請します。

法人名  
氏名（自署）

印

【処理欄】（以下は記入しないでください。）

受付年月日		年 月 日			受付者
添付書類	申込者確認	所有者	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		代理人	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理人確認資料 <input type="checkbox"/> 所有者の実印押印・印鑑証明		
		必ず添付	<input type="checkbox"/> り災証明書（写） <input type="checkbox"/> 建物登記簿 <input type="checkbox"/> 資産証明書		
		次の場合添付	<input type="checkbox"/> 登記簿上権利者あり ⇒ <input type="checkbox"/> 全員の同意書・印鑑証明 <input type="checkbox"/> 未相続 ⇒ <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 又は <input type="checkbox"/> 法定相続人の同意書・印鑑証明		
延床面積	m <sup>2</sup>				
構造					

様

## 霧島市被災家屋等の解体及び撤去決定通知書

霧島市長

印

年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体及び撤去について、令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

解体及び撤去の対象となる被災家屋等の所在地	霧島市
-----------------------	-----

決定を受けた申請者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 市が被災家屋等の解体及び撤去の処理を行うに当たって、市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
- 被災家屋等の解体及び撤去に関して、全ての権利関係者の同意を得ており、市及び委託を受けた者に対し、一切の不服申立て及び争訟の提起をしないこと。
- 借地・借家人をはじめ、当該家屋の関係者と事後の紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。
- 被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、被災家屋等に接続されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続きを完了すること。
- 他者の所有に係る災害廃棄物と一緒に廃棄しないこと。
- 虚偽の申請を行わないこと。
- 被災家屋等の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削、立入り等が必要になったときは、隣接地の所有者から同意を得ること。
- 被災家屋等の解体撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

霧島市被災家屋等の解体及び撤去却下決定通知書

霧島市長

印

年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体及び撤去について、令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

被災家屋等の所在地	霧島市
決定の内容	却下
却下の理由	

## 霧島市被災家屋等の解体及び撤去に係る申請取下書

霧島市長 様

年 月 日に申請した下記被災家屋等の解体及び撤去に係る申請を、取り下げます。

記

申 請 者	住 所	〒			
	フリガナ 氏 名				(印)
	生年月日	年 月 日	電話		
申 請 代 理 人	住 所	〒			
	フリガナ 氏 名	(印)	電話		
	申請者と の関係	<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> 兄弟	<input type="checkbox"/> その他 ( )

申請者に係る被災家屋等所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる（ <span style="float: right;">）</span>
取下げの理由	

年 月 日

様

霧島市被災家屋等の解体及び撤去完了通知書

霧島市長

印

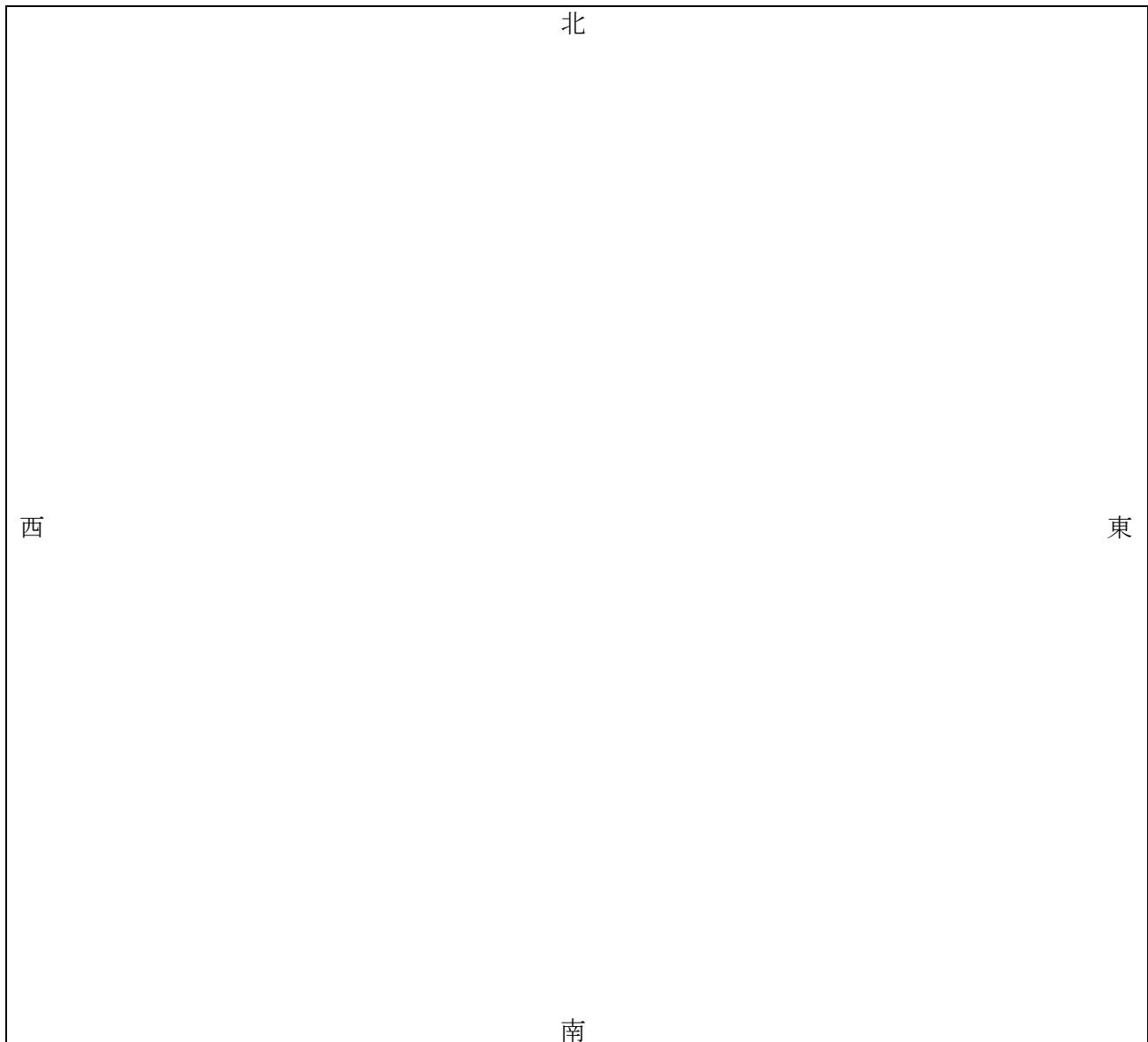
年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体及び撤去が完了したので、  
令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱第10条の規定により、  
通知します。

記

解体及び撤去を行った 被災家屋等の所在地	霧島市
-------------------------	-----

第6号様式（別表関係）

建物配置図（見取り図）



注1 框内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記入してください。

注2 敷地内の建物は、全て記入してください。

注3 解体したい建物を斜線で表示してください。

注4 建物には、「住居」、「倉庫」、「車庫」などの名称を記入してください。

第7号様式（別表関係）

委 任 状

年 月 日

霧島市長 様

委任者（申請者） 住 所

フリガナ

氏名

実印

登記名義人との関係

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する下記の被災家屋等に係る霧島市被災家屋等の解体及び撤去申請書及び当該申請に必要な書類を市に提出すること。
- 2 申請に係る書類に不備がある場合に、当該申込書の補正又は取下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、被災家屋等の解体及び撤去の申込みに関して必要な一切の権限

記

受任者（代理人）

住 所

氏 名

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号

被災家屋等

所有地

建物の種類及び名称

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者用）

年 月 日

霧島市長 様

共有者 住 所

アカナ

氏 名

実印

電話番号

私は、共有する下記の被災家屋等に関して、次のとおり同意します。

1 次の共有者が市に申請した霧島市被災家屋等の解体及び撤去申請書により、市が当該家屋等の解体及び撤去を行うこと。

共有者（申請者）

住 所

氏 名

持 分 /

2 建物の解体及び撤去に伴い事後の紛争が生じた場合は、私を含む共有者が、建物所有者の責任において、解決すること。

3 当該家屋等に係る解体及び撤去並びに敷地内の破損物の処理に関して、市に対して一切の不服申し立て及び争訟の提起をしないこと。

4 当該家屋等の解体及び撤去に関して、市が必要な範囲で、り災状況、家屋等の固定資産課税情報、住民及び戸籍関連の書類を閲覧及び取得すること。

記

被災家屋等

所在地

建物の種類及び名称

第9号様式（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（法定相続人用）

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住 所  
アリガタ

氏 名 実印

電話番号

私は、下記の被災家屋等の解体及び撤去について、全ての法定相続人の同意を得ました。

記

1 被災家屋等

所在地

建物の種類

2 法定相続人の同意（同意者の印鑑証明書を添付してください。）

上記1の建物の解体及び撤去に同意します。

同意者（注 必ず本人が自署すること。）

(1) 住 所

氏 名 実印  
登記名義人との権利関係  
( )

(2) 住 所

氏 名 実印  
登記名義人との権利関係  
( )

(3) 住 所

氏 名 実印  
登記名義人との権利関係  
( )

(4) 住 所

氏 名 実印  
登記名義人との権利関係  
( )

注 欄が不足する場合は、任意様式で追加ください。

第10号様式（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者用）

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住 所  
アガタ

氏 名 実印

電話番号

私は、下記の被災家屋等の解体及び撤去について、建物所有者として、全ての関係権利者の同意を得ました。

また、解体及び撤去に当たっては、近隣住民の了承を得るとともに、万一紛争が生じた場合は責任を持って対処します。

1 被災家屋等

所在地

建物の種類

2 関係権利者（同意者の印鑑証明書を添付してください。）

上記1の建物の解体及び撤去に同意します。

同意者（注 必ず本人が自署すること。）

(1) 住 所

氏 名 実印  
建物所有者との権利関係  
( )

(2) 住 所

氏 名 実印  
建物所有者との権利関係  
( )

(3) 住 所

氏 名 実印  
建物所有者との権利関係  
( )

(4) 住 所

氏 名 実印  
建物所有者との権利関係  
( )

注 欄が不足する場合は、任意様式で追加ください。